

前橋都市計画都市高速鉄道の変更（群馬県決定）

都市高速鉄道中日本国有鉄道両毛線を次のように変更する。

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 由 地	延 長	構 造 形 式	地表式の区 間における 幹線街路等 との交差点 の構造	
1	東日本旅客 鉄道両毛線	前橋市 小屋原町	前橋市 江田町 字中島	前橋市 南町 三丁目	約9,760m			
	内 訳	前橋市 天川大島町	前橋市 古市町 字村北	前橋市 南町 三丁目	約4,610m	嵩上式		
					約5,150m	地表式	幹線街路と 立体交差2 箇所	
		<p>なお、前橋市文京町一丁目、三河町二丁目、南町一丁目、三丁目、本町三丁目、表町一丁目、二丁目及び紅雲町二丁目地内に前橋駅を設ける。</p> <p>なお、前橋市石倉町一丁目、下石倉町、新前橋町、元総社町字稲葉、字芦田、古市町字村西、字堀添、字狸塚、字枯木、字松場、字樋越、字村北、字飯玉及び江田町字中島に新前橋駅を設ける。</p>						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本路線は高架化により自動車の円滑な交通を確保するため、昭和53年に都市計画を決定し、昭和63年度に整備事業が完了している。

この度、本路線停車場の一部を含む区域において、駅前に賑わいと魅力ある市街地を形成することを目的とした市街地再開発事業を計画することとなったため、当該計画区域内に含まれる鉄道区域を変更するもの。

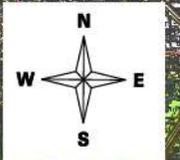
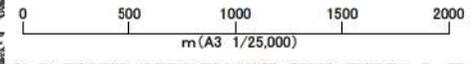
# 総括図

## 凡例

- 都市高速鉄道変更部分
- 都市高速鉄道
- 行政界
- 都市計画区域
- 都市計画道路
- 市街化区域
- 特別用途地区
- 高度利用地区
- 駐車場整備地区
- 風致地区
- 地区計画等
- 防火地域
- 準防火地域
- 用途地域
  - 第一種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 準住居地域
  - 近隣商業地域
  - 商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域
  - 工業専用地域

日本国有鉄道両毛線 L=9,760m  
東日本旅客鉄道両毛線 L=9,760m

変更する区間  
変更しない区間



# 計画図

